事業報告書　平成31年4月1日～令和2年3月31日

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項　　目	業　　務　　内　　容
1 電話相談 （手紙、FAX、メールを含む）	総件数 3,985件（前年度件数3,618件）　月平均 332件 （相談者数 1,395名 ～ 男性 387名、女性 999名、不明 9名） 4月 276　5月 435　6月 310　7月 388 8月 385　9月 396　10月 337　11月 345 12月 298　1月 240　2月 263　3月 312
被害別受理状況	・殺人 683　・DV 35 ・強盗 14　・ストーカー 58 ・強制性交等 959　・交通被害 577 ・強制わいせつ 631　・財産的被害 128 ・他の性被害 88　・その他の被害 124 ・暴行・傷害 240　・死別・自殺 12 ・虐待 11　・その他 425
相談結果	3,985件中
助言等	（3,730件）
面接引継	（57件）
他機関等の教示・紹介	（198件） 内訳 ・弁護士関係 80 ・女性相談窓口 25 ・東京都相談関係機関 23 ・警察 19 ・民間相談機関 18 ・精神保健関係 13 ・他府県支援組織 13 ・福祉関係 6 ・検察、裁判所関係 1 ・医療関係 0
相談実施時間	・ 総実施時間（電話のみ）　27,673分（約461時間） ・ 平均実施時間　約10分／回
2 面接相談 （ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ）	総件数 1,101件 （前年度件数 1,319件）　月平均 92件 （相談者数 210名 ～ 男性 44名、女性 166名） 4月 103　5月 121　6月 100　7月 114 8月 103　9月 99　10月 110　11月 77 12月 82　1月 82　2月 60　3月 50

	面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。
被害別 受理状況	・殺人 337　・暴行・傷害 17 ・強盗 0　・交通被害 274 ・強制性交等 260　・その他の被害 13 ・強制わいせつ 195　・その他 3 ・他の性被害 2
相談結果 (210名中)	・ 面接継続中 97 名 ・ 終結 113 名
相談の端緒 (210名中)	・電話相談 57 名 (うち、警視庁犯罪被害者支援室から 47 名) ・他機関等からの紹介 25 名 ・同行家族等 24 名 ・来所者 8 名 ・昨年度からの継続 96 名
支援内容	ケース 性犯罪被害者 本人(20代) 担当警察署からの紹介で、都民センターから架電し面接相談につながった。夜遅く、会社の上司から呼び出され断り切れずに出向いたところ、最終的には強引に自宅にまで入り込まれて被害にあった。 事件後、自律神経症状、不眠、気持ちの落ち込みなどの心身の不調を訴えられたため、症状軽減に有効であるＰＥプログラム(トラウマ焦点化認知行動療法)を提案した。トラウマ症状を「かさぶたと膿」に例えて説明したところ、「膿を出したい」と意欲的だったため導入を決定し、以降3ヶ月間にわたり実施した。事件後、退職を余儀なくされていたが、ＰＥプログラム実施後は著しく症状が軽減し、就職活動も行えるようになった。 「当初は自分を責める気持ちが強かったが、取り組んでいく中で自分の行動を客観的に振り返れるようになり、本来の自分に戻れたような気がする」との感想を述べて終了した。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 平成20年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。 今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていきたい。
相談実施時間	・ 総実施時間 62,277分(約1,038時間) ・ 平均実施時間 約57分／回

第2号事業 「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」

（「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業）

被害者への直接的支援事業	平成13年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。
支援対象	総対象者 111名（前年対象者数 106名） ・殺人 27　・他の性被害 0 ・強盗 0　・暴行・傷害 2 ・強制性交等 38　・交通被害 25 ・強制わいせつ 18　・その他の被害 1
支援状況	総件数 457件（前年件数 507件）　月平均 38件 ・裁判所付添 119　・自宅訪問 0 ・代理傍聴 30　・関係機関付添 118 ・検察庁付添 128　・病院付添 5 ・警察署付添 7　・その他 50 ※「その他」とは、ケース会議や送迎である。
支援内容	ケース 性犯罪被害者 本人(10代)、母親(30代) 東京地方検察庁犯罪被害者支援室より、被害者の証人出廷が予定されているため、付添支援をお願いしたいとの支援依頼があり、都民センターにつながった。 被害者は体の不調から整骨院に通院していたところ、同整骨院に勤務していた加害者から被害にあった。刑事裁判では加害者が無罪を主張していたため、証人出廷を余儀なくされた。本人はもちろん、特に母親は「きちんと証言できるだろうか。無罪になってしまったらどうしたらいいのか」など不安感を抱えていた。 被害者本人の証言はビデオリンク室で行われ、相談員が付添支援を実施した。被害者は緊張しつつも、しっかりと証言を終えることができた。 その後、母親が裁判を傍聴する際も相談員が付添い、その前後でお気持ちや疑問点についてお話を伺うなどし、不安感の軽減に努めた。また裁判傍聴の前には検察庁と連絡調整の上、安心安全に傍聴するための環境調整を図った。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。

第3号事業 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」

犯罪被害者等給付金の申請の補助	電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。 3件実施

第4号事業 「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会（会員32名）　10回実施 2 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム（11回）、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣（11回）等 3 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業 「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	・ 全国被害者支援ネットワーク理事長会議（8月8日）、事務局長等会議（4月19日）及び関東甲信越ブロック事務局長会議（10月4日）に出席し、連携の強化を図った。 ・ 全国被害者支援ネットワーク支援活動会議に出席し、情報交換や連携強化を図った。（8月2～3日） ・ 警察庁「 交通事故被害者サポート事業検討会」に出席し、意見交換を行った。（3回:7月17日、12月10日、2月4日） ・ 警察庁「交通事故被害者支援に関する相談窓口等担当者会議」に参加し、意見交換を行った。（11月11日） ・ 警察庁「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」に参加し、意見交換を行った。（11月21日） ・ 法務省「更生保護の被害者支援施策の在り方を考える検討会」に出席し、意見交換を行った。 （7回:5月16日、6月25日、7月25日、10月10日、11月14日、1月17日、2月25日） ・ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」に出席し、意見を述べた。（7月25日） ・ 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室との合同会議を行い連携強化に向けて、情報共有や意見交換を行った。 （3回:12月25日、1月30日、2月20日） ・ 警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベントに参加、協力した。（7回:4月20日、6月8日、7月30日、8月24日、8月25日、10月26日、12月24日） ・ 東京地方検察庁、警視庁犯罪被害者支援室、日本司法支援センター東京地方事務所、東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会との懇談会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。 （2月14日） ・ その他、関係機関等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。（随時）

区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	・「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」に出席し、意見交換を行った。 (5回:5月27日、6月27日、7月29日、11月5日、1月8日) ・「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。 (実務担当者:8月1日、総会:11月21日) ・「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」に出席し、区市町村との連携強化に向けて情報共有を図った。 (2回:7月2日、12月17日) ・「犯罪被害者等支援を進める会議」に出席し、各機関・団体における相互理解と情報共有を図った。(8月27日) ・「東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(12月25日) ・ 中野区「犯罪被害者等の支援に関する関係者懇談会」に出席し、意見交換を行った。(9月17日) ・ 練馬区「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有を図った。(11月18日) ・ 世田谷区「犯罪被害者等支援検討委員会」に出席し、意見交換を行った。 (3回:11月6日、12月11日、1月23日) ・その他、自治体被害者支援担当部署等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
2 東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業	平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。 事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。 また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村からの研修生受入」を行った。
研修実施状況	・ 東京都職員等に対する研修会の実施 6回 東京都一般職員対象 1回 支援担当職員対象 3回 企業・被害者支援関連団体等職員対象 1回 都立学校職員対象 1回
区市町村訪問研修生受入	・ 区市町村訪問・助言の実施 0回 ・ 区市町村からの研修生受入 4回(1回5日間) 4名(世田谷区、多摩市、日野市2名)

3 加盟民間被害者支援団体との連携	被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を行い、被害者支援に関する知識、技能の習得を図った。 ・ 直接的支援実地研修　　10回(1回5日間)18団体20名

第6号事業「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

(「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業)

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催し、被害者の実状、被害者支援等に関する研修を行った。 被害者支援セミナー　6月6日～7日(2日間)　参加者 30名
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア(現在21名登録)に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施し、関係法令その他支援に必要な知識の習得を図った。 基礎研修　　10回
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 継続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修　　20回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 第38回日本心理臨床学会参加(6月8日　1名) ○ 第18回日本トラウマティック・ストレス学会参加(6月15日～16日　1名) ○ 日本被害者学会第30回学術大会参加(6月22日　5名) ○ 「よりよい被害者支援のために」研修会参加(7月6日　3名) ○ PTSDのためのPE療法研修会参加(8月22日　1名)

	○ 被害者が創る条例研究会シンポジウム参加(12月4日　4名) ○ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク研修会参加 ・ フォーラム　(10月18日　7名) ・ 秋期全国研修会　(10月19日　10名、10月20日　3名) ○ 杉並区犯罪被害者支援のつどい参加(11月13日　2名) ○ 練馬区犯罪被害者支援週間行事講演会参加(11月21日　3名) ○ 中野区犯罪被害者支援週間行事講演会参加(11月30日　1名) ○ 警察庁被害者週間行事中央イベント参加(11月29日　3名) ○ 東京都犯罪被害者週間行事参加 (墨田区12月12日　3名、 日野市 12月20日　3名) ○ 埼玉県狭山市犯罪被害者・交通費会社支援を考える講演会参加 (9月7日　1名、2月8日　2名) ○ 性暴力の実態を知る～調査結果報告会～(5月25日　3名) ○ 東京ウィメンズプラザ性暴力被害者支援のための研修(7月31日　2名) ○ 東京ウィメンズプラザ配偶者暴力(DV)防止講演会(9月28日　1名) ○ 上智大学グリーフケア研究所特別講演会(9月14日　2名)
6 事例検討会の実施	実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。 事例検討会　101回

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	・ 第18回日本トラウマティックストレス学会に出席し、トラウマからの回復やPTSDに有効な治療法などについて学んだ。 ・ 日本被害者学会第30回学術大会に出席し、有識者より被害者の現状や関係法令などについて学んだ。

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広報啓発事業	被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。 1　関東管区警察学校、警察署等への講師派遣　65 回 2　全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣　2 回 3　その他の講師派遣　138 回 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等) 4　センター視察・見学　31 回 5　犯罪被害者支援キャンペーン2019　(新宿駅:11月2日、3日) 6　区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン (大田区:4月5日、10月17日、11月26日、品川区:4月12日、江戸川区:7月2日、杉並区:9月25日、東村山市:10月11日、足立区:11月19日、板橋区:11月20日、国分寺市:11月27日)

	7　センターニュースの発行　（4月、8月、12月発行：各15,000部） 8　ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼（7月） ○　ポスター　（B2）　500 枚 ポスター　（A3）　2,150 枚 ポスター　（A4）　3,000 枚 ○　リーフレット（一般用）　195,000 部 リーフレット（直接的支援用）　25,000 部 リーフレット（被害者本人用）　3,000 部 リーフレット（被害者家族用）　3,000 部 リーフレット（遺族《子どもの保護者》用）　3,000 部 リーフレット（関係機関用）　3,000 部 リーフレット（目撃者用）　3,000 部 リーフレット（性被害《子どもの保護者》用）　3,000 部 リーフレット（一般広報用）　3,000 部 ○　冊子（精神的ケア案内）　3,000 部 9　自助グループ手記集配布(9月)　35,000 部 10　情報冊子への広報 ○　「情報誌ぱど5月号」「情報誌ぱど10月号」（東京エリア全域） 11　クリアファイル作成（6月）　20,000 枚 12　タオルハンカチ作成（8月）　34,000 枚 13　ボールペン作成（3月）　23,000 本 14　都内区市町村に対する広報記事掲載依頼　（随時） 15　ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂　（随時）

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた積極的活動	会員・寄附の獲得のため以下の活動を積極的に実施した。 1　センターニュースの発行（年3回） 2　各種講演・講義等の実施 3　犯罪被害者支援自動販売機の設置（新規63台）及び支援企業契約（新規2企業） 4　企業訪問等 5　募金箱の設置（新規2ヶ所）